

## 社会福祉法人きらら福祉会

### 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定

#### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人きらら福祉会（以下〔この法人〕という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは社会福祉法第45条第35第1項で定める報酬、賞与その他の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何をとわない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
  - 3 職員給与を受けている理事については職員の給与表に基づき報酬を支給する。従って、この報酬規程には明示しない。
  - 4 理事長の指示により法人の業務執行を行う理事には報酬を支給する。
  - 5 週に2日程度、出勤して法人業務を行う業務執行理事にはその分の報酬を支給する。

#### (報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年額120万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。  
監事に対する報酬は、別記3「監事の報酬」に定める額とする。
  - 4 この法人の全評議員の報酬総額は、年額10万円以内とする。
  - 5 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

#### (費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 業務執行理事には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
  - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を支給する。

第6条 理事会以外の業務執行に関する報酬については毎月25日に支払うものとする。  
なお支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 理事会や監事監査、評議員会の報酬等及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

**(報酬等の支給方法)**

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

**(公表)**

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

**(補足)**

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この規程は平成29年6月22日（定時評議員会の議決日）から施行する。

**別記1. 理事の報酬**

理事： 理事会出席の都度、報酬として一人一律3,000円を支払う。

理事長の指示により法人の業務を果たす場合報酬として1時間1,500円を支払う。

旅費は実費を支払う。

**別記2：評議員の報酬**

評議員： 評議員会出席の都度、報酬として一人一律3,000円を支払う。

旅費は実費を支払う。

**別記3：監事の報酬**

監事： 理事会出席、法人監査の報酬として一人一律3,000円を支払う。

旅費は実費を支払う。